

## Conclusions

- We failed our first real test of NDMS AE
- We may have to evacuate more next time
- Joint NDMS-military ops are essential
- Recommended reading
  - OR-2 DMAT Katrina AAR
  - House Special Report “Decline of NDMS”  
<http://democrats.reform.house.gov/investigations.asp?Issue=Hurricane+Katrina+Response>
  - CRS Katrina Report for Congress  
<http://www.fas.org/sgp/crs/homsec/RL33096.pdf>

## 資料6. 医療を要する救助活動における活動指針

<p>基本原則</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 救助活動の主導権、医療班進入の可否の決定は救助側(隊長)にあることを認識すること。</li> <li>2. 医療班の進入が最善かを常に検討すること。</li> <li>3. 救助側は、医療班が捜索救助活動の専門家ではないことを認識し、救助隊員間では”あたりまえ”の事項を含めて、医療班に対しては確認の意味も含めて十分に説明すること。</li> <li>4. 進入前の評価とプランニングを十分に行い活動プランを共有すること。</li> <li>5. 救急救命士を十分に活用すること。</li> <li>6. 到達経路を含む詳細な見取り図を作成し、デジカメ画像、棒カメ等を十分に活用し視覚的に共通認識をもつこと。</li> <li>7. 進入した医師は必要な処置終了後、可及的早期に瓦礫外に脱出させること。以後の継続観察・処置管理は救命士を中心に行うこと。</li> <li>8. 必要であれば、瓦礫外で実際の内部状況に即したシミュレーションを行うこと。</li> </ol>	
<p>●瓦礫外より目視可能</p>	<p>隊長判断で進入し処置可</p>	
<p>●瓦礫外より目視不可能</p>	<p>以下の要件が満たされ、隊長が許可した場合は進入可とする。</p>	
	<p>&lt;救助側&gt;</p>	<p>&lt;医療側&gt;</p>
<p>①経路把握</p>	<p>進入口から要救助者にアクセスするまでの内部の状態を完全に把握しているか？</p>	
<p>②ハザードと安全確認</p>	<p>医療班を進入させるにあたり、内部の安全は確保されているか？ ショアリング等は十分に実施されているか？</p>	<p>Hazardsの有無、種類、切迫度を確実に把握しているか？</p>
<p>③要救助者状況・容態</p>	<p>要救助者の人数・年齢・性別、要救助者の置かれている状況・体位・バイタルサイン・緊急度・重症度を正確に… (医療班に)提示できるか？ 把握しているか？</p>	
<p>④救出所要時間</p>	<p>救助方法、予想される救出所要時間を… (医療班に)提示できるか？ 把握しているか？</p>	
<p>⑤進入手順</p>	<p>医療班進入のタイミング、医療処置に至るまでの、医師を含めた人員の入れ替わりの方法、その場所等は決定されているか？</p>	<p>自身の進入手順、内部での位置取り、脱出手順を理解しているか？</p>
<p>⑥医療処置手順</p>	<p>医療処置の準備および内部での配置、手順確認が細部にわたるまで完全に詰められているか？</p>	
<p>⑦資機材準備</p>	<p>医療班の使用資機材を把握しているか？搬入手順は決められているか？</p>	<p>使用する資機材は補充・交換分も含めすべての準備は完了しているか？</p>
<p>⑧瓦礫内外の連絡</p>	<p>瓦礫内部と外部のリアルタイムの通信手段は確保されているか？</p>	
<p>⑨緊急脱出</p>	<p>緊急時の退避方法を確実に理解させているか？</p>	<p>緊急時の合図、安全確保、退避手順を確認しているか？</p>
<p>⑩その他</p>	<p>* 医師進入後の瓦礫外の準備・対応ができていないか？医師1名が進入しても瓦礫外の活動に大きな支障はきたさない態勢がとられているか？ * 上記の項目について医療班全員で協議のうえ、進入可否を判断すること * 必要であれば、支援スタッフと協議し決定すること</p>	

以上

分担研究報告

「災害医療調査ヘリコプター運営事業の広域災害時の運用計画の検討」に関する研究

研究分担者 本間 正人

(国立病院機構 災害医療センター 救命救急センター部長)

平成 20 年度厚生労働科学研究費補助金(健康安全・危機管理対策総合研究事業)  
分担研究報告書

「災害医療調査ヘリコプター運営事業  
の広域災害時の運用計画の検討」に関する研究

研究分担者 本間 正人  
(国立病院機構災害医療センター 救命救急センター部長)

**研究要旨**

広域災害時に厚生労働省が民間ヘリコプターをチャーターし広域災害超急性期に機動的に調査や人員物資搬送・患者搬送を行う事業(災害医療調査ヘリコプター運営事業)が平成20年4月より開始された。本事業を効果的に活動するための具体的計画や課題について検討することを研究目的とした。本年度は、東日本(東京都立川市:国立病院機構災害医療センター)と西日本(兵庫県神戸市:兵庫県災害医療センター)の2カ所にて派遣できる体制整備を研究課題とした。実際に運用するに当たり、「厚生労働省災害時調査ヘリの契約書」と「災害医療調査ヘリコプターの運航に係わる運用管理要綱」の制定と契約作業が不可欠であり国立病院機構災害医療センターとヘリ運航会社(代表)、国立病院機構災害医療センターと実際にヘリコプターに搭乗して活動する隊員が所属する医療機関管理者との契約・協定作業が最優先される。実際の活動に当たっては、派遣方法、参集する場所、災害発生からの時間、携行する資器材と実際の活動について検討を要する。日本全国に迅速に派遣が可能となるためには国立病院機構災害医療センターと兵庫県災害医療センターの拠点に加え、北海道、東北、中部、四国・中国、九州に拠点を整備することが平成21年度の研究課題である。

**【研究協力者】**

阿南 英明 藤沢市民病院  
大友 康裕 東京医科歯科大学  
楠 孝司 国立病院機構災害医療センター  
小井土 雄一 国立病院機構災害医療センター  
近藤 久禎 日本医科大学武蔵小杉病院  
中山 伸一 兵庫県災害医療センター  
松本 尚 日本医科大学千葉北総病院

**A.研究目的**

平成20年度より開始された災害医療調査ヘリコプター運営事業が有効に運用され、災害時の医療が適切かつ有効に行われるための具体的手順について計画することを研究目的とする。

**B.研究方法**

平成20年4月9日に災害医療調査ヘリコプター運営事業(医政発第0409010号)が通知された。(表1)  
本事業が有効に活用されるために必要な以

下の事項について検討した。本研究の成果が、「厚生労働省災害時調査ヘリの契約書」と「災害医療調査ヘリコプターの運航に係わる運用管理要綱」に盛り込まれるように配慮した。

- 1)ヘリコプター運航計画と要請手順
- 2)搭乗者の選定や登録
- 3)携行資器材と業務内容
- 4)確保すべき航空機の条件
- 5)現場着陸に伴う消防組織等との連携
- 6)運行会社と締結すべき契約内容について
- 7)訓練に関する事
- 8)費用支弁に関する事

災害医療調査ヘリコプター運営事業(表1)

1, 目的

地震等の大規模災害発生時に、災害医療の専門家が、速やかにヘリコプターにより被災地に出動し、被災地の医療に係わる被害状況を把握し、被災都道府県や消防機関等の関係機関と連携し、情報の共有を図ることにより、迅速かつ適切な医療の確保を図ること

を目的とする。

## 2, 補助対象

独立行政法人国立病院機構災害医療センター(以下「災害医療センター」という。)とする。

## 3, 実施基準

(1) 本事業は、原則として、以下の場合に実施するものとする。

ア、東京23区内で、震度5強以上の地震が発生した場合、又はそれ以外の地域で震度6弱以上の地震が発生した場合

イ、大津波(高さ3メートル以上)が発生した場合

ウ、東京捜索救難区(資料1)で、客席50以上の航空機(外国籍を含む。)の墜落事故が発生した場合

エ、厚生労働省の要請又は被災地の被害状況等から本事業を実施する必要があると災害医療センターが判断した場合

(2) 出動範囲は、原則として全国とし、災害医療センターから直接ヘリコプターにより被災地に出動することが困難な場合は、必要に応じて被災地の最寄りの運行会社の離発着場まで空路、鉄道等を使用して移動した上でヘリコプターをしようするものとする。

(3) 本事業に使用するヘリコプターについては、被災地の状況により、必要に応じ、患者、災害派遣医療チーム(以下「DMAT」という。)等の搬送にも使用できるものとする。

(4) ヘリコプターの出動及び搬送については、災害医療センターの判断により行われるものとする。

(5) 被災地においては、被災都道府県等の災害対策本部との連携の下、医療に係わる被害状況の把握、被災都道府県への医療提供体制の確保やDMAT派遣要請に係わる助言、派遣されたDMATの指揮、消防等関係機関との調整等を行うものとする。

(6) 本事業の実施に際し、災害医療センターは随時、厚生労働省へ情報を提供しなければならない。

(7) 本事業においては、必要に応じてヘリコプターを使用し実地訓練を行うものとする。

(8) 本事業の実施に当たっては、あらかじめ運行会社とヘリコプターの優先的提供等に関する協定を締結するものとする。

## C. 結果

### 1) ヘリコプター運航計画と要請手順

1年間の事業予算が1000万円とのことにて、この予算内にて遂行することが基本となる。汎用されているBK117でシミュレーションすると、飛行時間あたり70万円かかるので、使用できる金額を年間予算の半分の500万円とすると約7時間飛び続けることが可能となる。片道2時間、往復4時間とすると活動時間は3時間程度となる。災害救助法が適応された場合の対応としては、災害救助法より支弁される可能性もあるが、被災都道府県の要請、派遣都道府県の要請の確認が必要となる。被災都道府県の要請、派遣都道府県の要請の確認により迅速な出動が妨げられる可能性もあり、課題として引き続き検討を要する。要請手順としては、大手運行会社のうち一社を代表幹事として指名し、災害が発生した場合は代表幹事に連絡すれば、日本全国の災害どこで発生した場合でもいずれかの運行会社に連絡が行き、一番早くまた一番効果的なヘリを優先的に確保するというのを基本的な考え方とした。

### 2) 搭乗者の選定や登録、事前協定・契約

厚生労働省災害時調査ヘリに搭乗する要員としては、災害時に本部機能を管理運営できるものであり、DMAT研修インストラクターレベルの機能を保有する医師一名とその医師が指名する補助員(調整員または看護師)1-2名で構成されたチームを一単位とし、一機あたり1単位又は2単位が搭乗することを想定した。任務の内容を鑑み、補助員も統括DMAT研修のタスク参加あるいは同等の知識保有が望ましいものと考えられる。搭乗する要員は事前登録が必要であり、所属機関管理者、本人と国立病院機構災害医療センターの間で事前契約または協定が結ばれる必要がある。なお、厚労省職員等の行政官が搭乗することもありうる。

### 3) 携行資器材と業務内容

本部機能を担うために不可欠な物品として指揮調整業務に必要な携行可能な携行可能な白板、パーソナルコンピュータ、通信機器として衛星携帯電話、インターネット環境を可能とする携帯端末、無線、携帯用印刷機、デジタルカメラなど携行資器材の標準化と整備(予算化を含む)する必要性が提言された。なお、本部機能を優先するために医療資器材の携

行は必要ないと考えた。想定される活動は表2の通りである。

(表2)厚生労働省災害時調査ヘリの活動内容

- 1、本部要員の DMAT 現地本部(災害拠点病院)、SCU-DMAT 本部、県庁等への派遣
- 2、被災地の偵察・情報収集
- 3、被災地内の人員、物資の搬送

4)確保すべき航空機の条件

具体的な内容については、「厚生労働省災害時調査ヘリの契約書」と「災害医療調査ヘリコプターの運航に係わる運用管理要綱」に盛り込むものとした。災害医療調査ヘリコプター運営事業に用いられるヘリコプターとしては、航空機要員のほかに5名以上が搭乗可能な航空機で双発エンジンを最優先とし、運用性能等基準は付属別掲(1)の条件を満たす航空機とするとした。航空機要員としては、操縦士と整備士の2名を想定している。さらに、「契約運航会社は、事前に運航使用するヘリコプターを災害医療センターに登録しておく」とし、機体について事前に運航会社との調整ができるように配慮した。

5)現場着陸に伴う消防組織等との連携

場外離発着場や現場近くに着陸する場合は、消防等からの要請が必要であり、DMAT 現地対策本部や県庁に派遣された統括 DMAT が市町村や都道府県の災害対策本部に連絡し承諾を得る必要がある。ドクターヘリの場合も同様なので、調査ヘリとドクターヘリの連携が不可欠となる。

6)運行会社と締結すべき契約内容について  
資料参考「厚生労働省災害時調査ヘリの契約書」と「災害医療調査ヘリコプターの運航に係わる運用管理要綱」参照

7)訓練に関すること

本事業は、訓練も可能となる。静岡県駿河沖を震源とする東海地震が発生したことを想定し、静岡県立総合病院に国立病院機構災害医療センターからの調査チームを派遣し、近隣を調査する訓練とした。訓練の具体的な項目としては、要請手順の実施、参集情報伝達、

運航会社への連絡、ヘリの運行拠点から調査チームピックアップポイントへのヘリの派遣、搭乗者参集、携行資器材の整備と持参、被災地到着、被災地本部活動、被災地調査偵察活動、支払業務などである。

8)費用支弁に関すること

災害救助法適応時、非適応時の対応について整理する必要がある。

D.考察

日本全国に迅速に派遣が可能となるためには国立病院機構災害医療センターと兵庫県災害医療センターの拠点に加え、北海道、東北、中部、四国・中国、九州に拠点を整備する必要がある。災害医療調査ヘリ事業の協定業者公募の結果として、朝日航洋(株)、鹿児島国際航空(株)、東邦航空(株)、セントラルヘリコプターサービス(株)、西日本空輸(株)、四国航空(株)、東北エアーサービス(株)(以上応募順)の8社が応募した。従って、平成21年度は、これらの事業者の運行拠点とその近隣のDMATを対応させ、日本全国の災害に対して迅速な調査活動が可能となる体制の構築を研究課題としたい。

E.結論

日本全国に迅速に派遣が可能となるためには国立病院機構災害医療センターと兵庫県災害医療センターの拠点に加え、北海道、東北、中部、四国・中国、九州に拠点を整備することが課題である。

F.健康危機情報

特になし

G.研究発表

1、本間正人、井上潤一、楠孝司、他：日本DMATと自衛隊の連携について---5年間の取り組みから--- 第14回日本集団災害医学学会総会、平成21年2月10日、神戸市

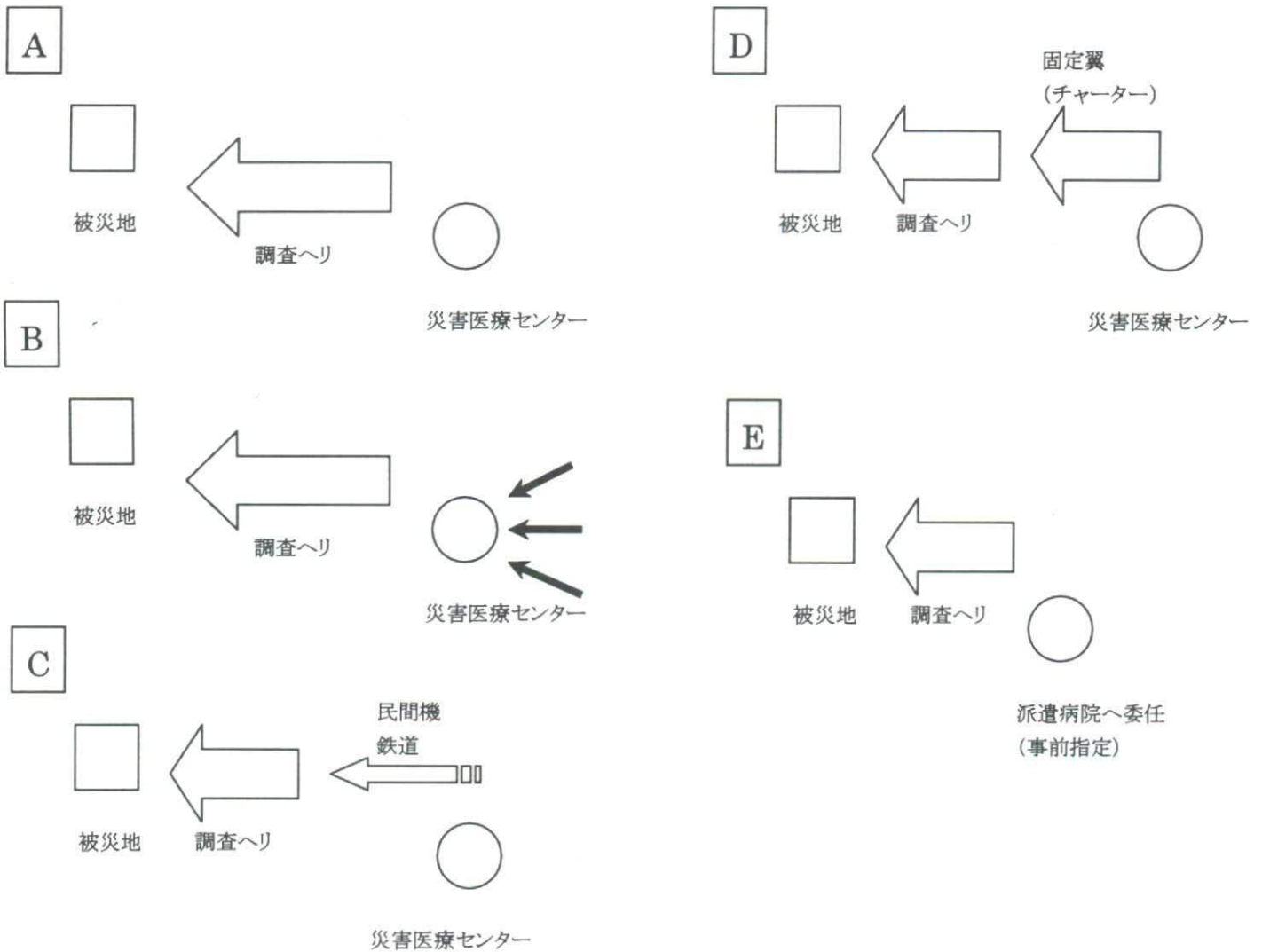
2、本間正人、井上潤一、楠孝司、他：DMATにおける簡易業務無線通信機の課題。第14回日本集団災害医学学会総会、平成21年2月10日、神戸市

H.知的財産権の出願・登録状況

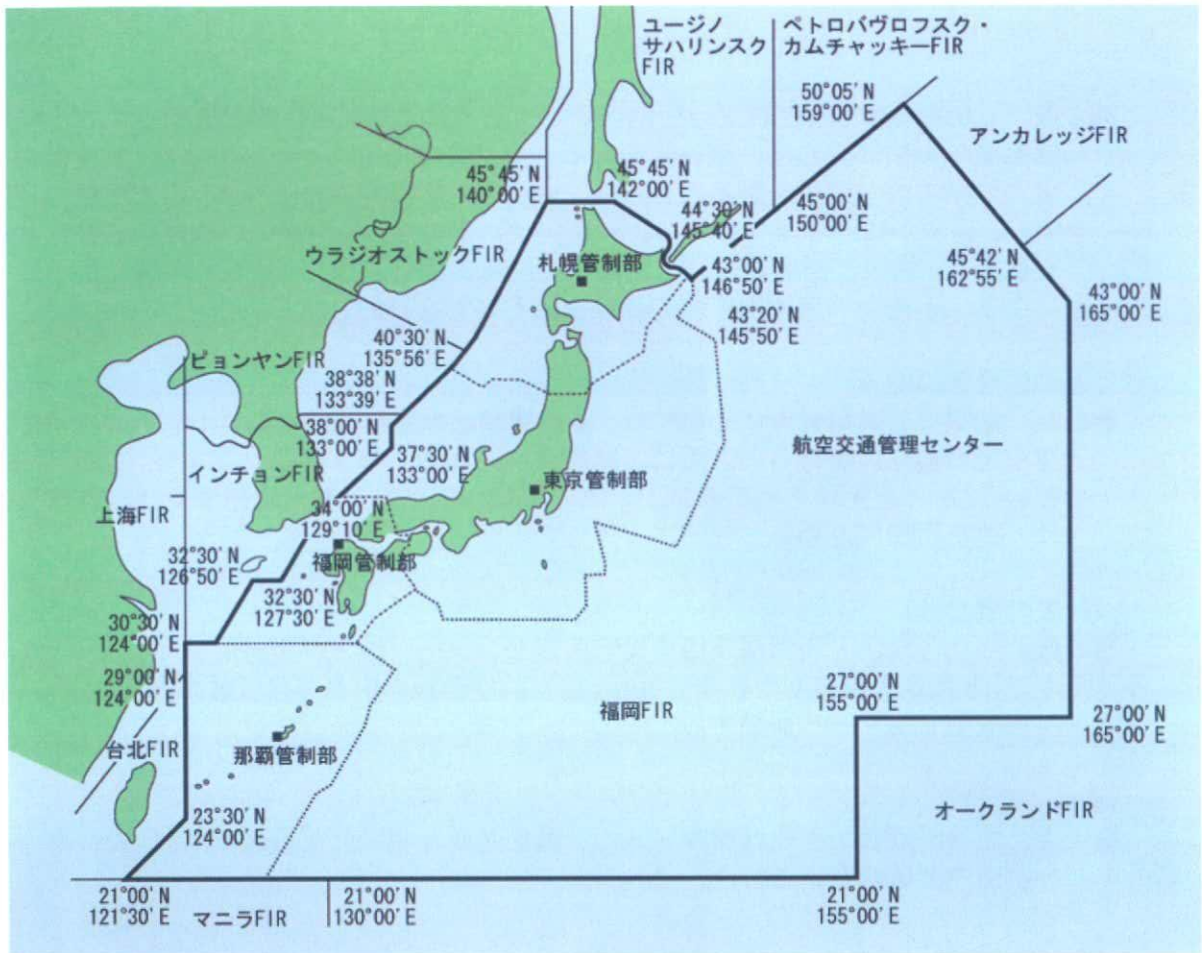
特になし

図 ヘリコプター運航の可能性

- 1) 被災地が国立病院機構災害医療センターまたは兵庫県災害医療センターからおおむね300 km以内の場合→A,B
  - 2) 被災地が国立病院機構災害医療センターからおおむね300km以遠の場合→C,D,E
- 注) 災害医療センターは国立病院機構災害医療センターまたは兵庫県災害医療センターを示す。



(資料1) 東京搜索救難区





# 災害医療調査ヘリコプターの運航に係る運用管理要綱

独立行政法人国立病院機構災害医療センター

## (目的)

第1条 この要綱は、指定航空会社のヘリコプターによる災害医療調査ヘリコプター運営事業の実施に際しその運航に係わる必要な事項を定めることにより、航空機の安全かつ効果的な運用を図るとともに、地震等大規模災害発生時に、災害医療の専門家が、速やかにヘリコプターにより被災地に出動し、被災地の医療に係る被害状況を把握し、被災都道府県や消防機関等の関係機関と連携し、情報の共有を図ることにより、迅速かつ適切な医療の確保を図ることを目的とする。

## (他の法令との関係)

第2条 航空機の運用管理については、関係機関との連絡調整を密にし、その指示や関連法規の遵守に努めるとともに、航空法（昭和27年法律第231号・以下「法」という。）に規定するもののほか、この要綱、別に定める実施基準及び協定運航会社の運航規程に定めるところによるものとする。

## (代表幹事会社)

第3条 独立行政法人国立病院機構災害医療センター（以下「災害医療センターという。」）と協定を締結した航空会社は、協定航空会社の中から代表幹事会社を指名し、災害医療センターへ通知する。

## (運航の要請)

第4条 災害医療センターは調査ヘリの運航を必要と判断した場合には、代表幹事会社へ航空機運航の要請を行う。

## (航空機の運航)

第5条 代表幹事会社は、災害医療センターから航空機運航の要請があった場合は、特別の理由がない限り、協定航空会社間の調整を行い、航空機を運航するものとする。

## (担当者等の届出)

第6条 代表幹事会社は、災害発生時に災害医療センターからの要請に対応できるよう、24時間365日迅速に対応できる体制に努力し、担当者の連絡先を届出るものとする。

また、協定航空会社は、代表幹事会社からの調整に対応できるよう、24時間365日迅速に対応できる体制に努力し、担当者の連絡先を届出るものとする。

## (運用管理者及び運航管理者)

第7条 災害医療センターは、運用管理者を指名し、災害医療調査ヘリコプター運航業務に関する一切の要請に係わる受付及び、調整を行うとともに、適時飛行を支援する為に要員や医療施設等との間の送受信情報の伝達に努めるものとする。

2. 運航管理者は、離発着場、地図判読、航空機の運航に関する一般知識、気象及び無線通信に関する知識及び技能を有する者でなければならない。

(要 員)

第8条 航空機の要員は、原則として操縦士1名及び整備士1名以上をもって編成する。

2. 操縦士は、搭乗責任者の要請に従い、災害医療センター、運用管理者及び運航管理者との調整により航空機の性能と天候等の状況に即応した航空機の運航業務に努め、災害医療調査ヘリコプター運航業務の安全かつ効果的な遂行に努めるものとする。
3. 操縦士は、業務の遂行に当たっては十分安全を確認するとともに関連法規等を遵守し、初期の目的を達成するよう努めるものとする。

(搭乗者)

第9条 災害医療センターは、災害医療調査ヘリコプター運営事業の目的を遂行するための災害医療の専門家等を派遣する。1機に搭乗する人員は概ね5名前後とする。

2. 災害医療センターは、災害の発生場所、適任者が不在である場合などにより職員を派遣できない場合には、予め指名した他の施設の災害医療の専門家を派遣することができる。

(他施設の職員の派遣)

第10条 災害医療センターは、次の場合には他施設の災害医療の専門家の派遣を指示することができる。

- 1) 災害の発生場所が遠隔地で、災害医療センターから派遣するよりも災害発生場所近隣の医療機関から専門家を派遣することが必要な場合。
- 2) 災害医療センターに適任者が不在の場合。
2. 災害医療センターは、他施設の災害医療専門家を派遣するには、予め災害医療調査ヘリコプターによる災害医療専門家の派遣に関する協定を該当施設との間に取り交わすこととする。

(使用航空機)

第11条 協定航空会社は、事前に運航に使用するヘリコプターを災害医療センターに使用航空機一覧をもって届出て（登録して）おく。

2. 使用する航空機の性能等基準は、以下の条件を満たすものが順次優先的に配備運用されるものとする。
  - ① 双発エンジン機であること。
  - ② 航空会社の要員の他に概ね5名前後の搭乗が可能な機種であること。
  - ③ 輸送TA級に準じた運航が可能であること。

(航法機器・装備品等)

第12条 航空機は以下の航法機器・装備品等の設備がなされているものが順次優先的に配備されるものとする。

- ① 計器航法が可能なこと。
- ② GPSを備えていること。
- ③ エアコンディショナーが設備されていること。

(災害医療業務対応時)

第13条 運航管理者は、常に厳に本章の定めを遵守するとともに要員に対してはこの旨を周知徹底させ、特に災害医療業務対応時に際しては二次災害を招かぬよう注意を喚起しなければならない。

(運航計画)

第14条 協定航空会社は、災害調査ヘリコプター業務を適正かつ円滑に行うため、災害医療センターと協力して平素から航空機の運航計画等を策定して置かなければならない。

(運航する航空機等)

第15条 協定航空会社は、航空法で定める技能証明書を有する整備士による必要な整備点検を実施しなければ、航空機を航空の用に供してはならない。

2. 協定航空会社は、航空機等が常時使用可能な状態にしておかなければならない。

(運航基準)

第16条 航空機は、次に掲げる活動で、航空機の特性を十分に活用することができ、かつ、その必要性が認められる場合に運航するものとする。

- ① 災害医療調査活動
- ② 災害派遣医療チームの搬送
- ③ 医薬品・医療資機材の搬送
- ④ 食糧品、飲料水等の搬送
- ⑤ 傷病者の搬送
- ⑥ 上記搬送に係る訓練

(運航条件)

第17条 航空機の運航は、原則として次のとおりとする。

① 気象条件

ヘリコプターにあつては有視界飛行方式により運航を行うものとし、その他の条件については協定航空会社の運航規程の定めによるものとする。

② 運航時間帯

原則として日の出より日没迄の時間とする。ただし、夜間の運航については、当分の間は、夜間照明を設備してある離着陸場を保有または管理する病院間等で災害医療センターが特に必要と認め、運用管理者及び操縦士の判断があり、対応策が講じられている場合に限られるものとする。

③ 運航指定場所

航空機の運航にあつては、被災地が遠隔地の場合で、災害医療センターから運航することよりも被災地近隣の空港等からの運航が事業遂行に適する場合には、災害医療センター以外の場所からの運航を行うこととする。

(運航従事者の条件)

第18条 運航従事者は次の資格・条件を満足する者であるものとする。

(1) 操縦士（機長）

- ① 資格条件：事業用操縦士の技能証明及び航空無線通信士以上の免許並びに有効な航空身体検査証明を有すると共に、当該型式について有効な資格を有する者であるものとする。
- ② 機長の飛行経験時間  
2000時間以上のヘリコプター操縦経験を有すると共に、そのうち当該型式機の操縦飛行時間が50時間以上の経験を有する者であるものとする。
- ③ 操縦士の最近の飛行経験  
機長として当該型式機により最近90日以内に3回以上の離着陸の操縦経験を有すると共に、夜間飛行に従事する者は、最近90日以内に1回以上の夜間離着陸飛行経験を有する者であるものとする。
- ④ 計器飛行証明の所有者であることを奨励する。

(2) 整備士の資格条件

有資格航空整備士として3年以上の整備実務経験を有するとともに、当該航空機有資格者としての整備実務経験を有する者であるものとする。

(優先運航)

第19条 協定航空会社は、本業務に関する運航指示に対しては、安全運航に留意し他の運航に優先してこれを遂行するものとする。

(業務運航に伴う報告)

第20条 操縦士は、航空機に搭乗し業務を終了したときは、業務状況等について運航管理者に、報告書を作成し報告しなければならない。

(情報連絡及び報告)

第21条 運航管理者は、本業務を行ったときは、業務運航報告書を作成し、速やかに災害医療センターに報告しなければならない。

(運航監視)

第22条 運航管理者は航空機の本業務活動中は、常に航空機の位置及びその活動状況等を把握すると共に、必要な情報収集に努めるものとする。又、操縦士は飛行中その位置、天候等の飛行情報を、状況変化に応じて業務終了まで逐次通報するものとする。

(飛行場外離着陸場)

第23条 協定航空会社は、本業務を円滑に遂行するため飛行場及び場外離着陸場の情報に関して関係者と必要な協議を実施すると共に、航空法第79条ただし書の規定に基づく飛行場外離着陸場を可能な範囲で把握しておかなければならない。

(緊急運航時の飛行場外離着陸場)

第24条 運用管理者は、被災自治体の消防機関等からの要請により、航空法第81条の2の適用を受けて離着陸せざるを得ない事が生じた場合は、操縦士（機長）との綿密な協議によりその安全性が確認された後運航させるものとし、これを使用する場合の基準は協定航空会社の運航規程の定めによる。

(安全管理)

第25条 協定航空会社は、被災自治体、医療機関等と協力して航空法及び関係法規並びに運航規程を遵守し、本業務の適正な執行体制及び航空事故防止対策を確立し、安全管理の適正を期さなければならない。

特に非常災害時対応に際しては、嚴重にこの点を注意喚起させ、その対策を講じ未然に二次災害の発生防止に努めるものとする。

2. 運用管理者及び運航管理者は、本業務の遂行に当たり、要員の任務及び分担業務の適正な執行を確保し、災害医療センターと協力して航空事故防止対策を講ずる等、安全管理に万全を期さなければならない。
3. 使用航空機の運航重量はその時の大気状態に応じた地面効果外ホバリング重量の95%及び多発機にあっては離着陸経路の大気状態において臨界発動機停止の場合、残りの発動機の30分定格出力で100フィート/分以上の上昇率が得られる重量を超えないものとする。
4. 操縦士（機長）及び整備士は、搭乗者に対して特に乗降の際には、常に側方及び後方の安全確認に努めるよう協力を求めるものとする。

(運航の拒否)

第26条 協定航空会社は、航空機が整備中あるいは機材に不具合がある場合、天候不良、運航に危険が想定される等の場合は当該機の運航を拒否できるものとする。

(要員等の教育訓練)

第27条 協定航空会社は、要員の教育訓練を実施するために必要な社内訓練体制並びに施設、設備及び教材の整備を図り、要員の養成及び資質の向上に努めるものとする。

2. 災害医療センターは、本業務を効率的に行うため、被災自治体その他関係機関と連携のうえ、非常災害時対応等に関する必要な訓練を実施するよう努めるものとする。
3. 協定航空会社は、事故に遭遇した場合に備え、災害医療センターあるいは災害医療センターの指定した医療機関等と連携し救命法の訓練を計画的に実施するよう努めるものとする。

(捜索及び救難体制の実施)

第28条 協定航空会社は、航空事故が発生するおそれ若しくは発生した疑いのある場合又は航空事故が発生した場合の捜索救難等の初動体制及びその後の処理に関する体制を災害医療センターと協力して実施しなければならない。

(航空事故発生の措置)

第29条 要員は、航空機に搭乗中、航空機の故障、気象の急変等により航空事故が発生するおそれがある場合、または発生した場合は操縦士に協力して患者及び第三者の人命、財産に対する危難の防止に最善の手段を尽くすなど、万全の措置を講じ、

その状況を運航管理者に、直ちに通報しなければならない。

2. 運用管理者及び運航管理者は、前項の報告を受け、または前項に関する情報を入  
した場合には、前条に規定するところにより、直ちに所要の搜索救難活動を指示す  
るとともに、その旨を災害医療センター、当該運航会社及び最寄りの航空局関係機  
関に通報しなければならない。

(事故報告)

第30条 協定航空会社は、事故が発生した場合には、直ちに災害医療センター並びに  
関係先にその旨報告しなければならない。

2. 協定航空会社は、前項の事故に関する原因、損害等について調査し、その結果を直  
ちに災害医療センター及び関係先に報告しなければならない。

(記録及び報告)

第31条 運航管理者は、航空関係法令に基づく必要な記録簿を備え、本業務に関する  
記録を整理しておかなければならない。

(その他)

第32条 この要綱の施行についてその他必要な事項は、別途、協議する。

附 則

この要綱は、平成21年 月 日から効力を有するものとする。

## 災害医療調査ヘリコプター運営事業の協力に関する協定

独立行政法人国立病院機構災害医療センター（以下「甲」という。）と〔別記航空会社〕（以下「乙」という。）とは、乙が保有する航空機（以下「航空機」という。）を災害発生時に甲の要請により運航し、被災地の災害医療調査活動（災害医療調査ヘリコプター運営事業）を実施することの協力に関する協定を締結する。

### （協定の目的）

第1条 この協定は、甲が国からの補助により行う本事業を、甲と乙とが協力して迅速かつ円滑に災害医療調査活動を行うことを目的とする。

### （事業遂行能力の具備及び維持）

第2条 乙は、甲が別途定める「協定航空会社の災害医療調査ヘリコプターの運航に係る運用管理要綱」（以下「運用管理要綱」という。）に基づき、航空機の運航に関し必要な能力を具備し、これを維持しなければならない。

2 乙は、その能力内容に変更があった場合には、速やかに変更の届出書を甲に提出するものとする。

### （協力要請）

第3条 甲は災害発生時等に、被災地の災害医療調査活動が必要と認めたときは、乙に対して航空機の運航を要請するものとする。

2 甲は、乙に対し航空機の運航を要請するときは、日時及び場所を指定して航空機の運航を要請するものとする。

3 前項の要請があった場合は、乙は特別の理由がない限り、航空機を運航するものとする。

4 指示の手続き及び航空機の運航の実施方法については、運用管理要綱に基づき行うものとする。

### （業務内容）

第4条 乙は、前条第1項の要請により運航する航空機によって、次の搬送等業務を行うものとする。

- (1) 甲の職員等で甲が指名した者
- (2) 医薬品・医療資機材
- (3) 食糧品、飲料水等
- (4) 傷病者

(航空保険)

第5条 乙は、航空保険（第三者・乗客包括賠償責任保険）に加入していなければならない。

(秘密の保持)

第6条 乙及び乙の従業員は、本契約の履行にあたって知り得た甲の業務上の秘密は、本契約の期間中のみならず、その満了後或いは解除後においても第三者に漏らしてはならない。

(費用負担)

第7条 本契約に係る次の経費は、甲が負担する。

- (1) 航空機の運航に係る経費
  - (2) その他本事業遂行に必要と甲が認めた経費
- 2 前項第1号の定めによる経費の額については、国土交通大臣に届け出た航空運送事業に係る運賃料金における提供機種の貸切運賃に、本事業に要した時間（ブロックタイム）を乗じて得た額とする。時間の算定は、航空機が乙の定常基地を出発してから帰還するまでの合計飛行時間とする。
- 3 前項の本事業に要した時間は、1時間以下の場合は1時間とし、1時間を超えた場合は、30分を単位として超えた時間を算定するものとする。ただし、1時間を超えた場合の30分に満たない時間は、30分とみなす。

(費用の請求)

第8条 乙は、航空機運航の終了した日から1ヶ月以内に代金を所定の手続きにより甲に請求するものとする。

- 2 甲は、業務完了月から起算して2ヶ月後の月末に代金を支払うものとする。
- 3 支払い方法は、乙の指定する口座への口座振込で行う。また、振込手数料については、



乙の負担とする。

(遅延利息)

第9条 甲は、前条第2項に定める期限内に支払をしないときは、年3.7%の遅延利息を支払うものとする。

(損害賠償)

第10条 乙の航空機運航に伴う損害賠償額は、航空機毎の保険付保額を限度とする。

(協定の有効期間)

第11条 本協定の有効期間は、平成20年 月 日から平成21年3月31日までとする。

(協定の更新)

第12条 本協定の有効期間は前条の通りであるが、甲又は乙から協定の終期1ヶ月前までに特段の意思表示がないときは更に1年間この協定を継続するものとし、以後同様とする。

(協議の破棄)

第13条 甲は、乙の本協定に欠格事項があると判断した場合は、本協定の有効期間内であっても、本協定の破棄をすることができる。

2 乙は、本協定の有効期間内であっても、2か月の猶予期間を持って甲に申請し、甲乙協議のうえ本協定を破棄することができる。

(幹事指定航空会社の指名等)

第14条 甲は、協定を締結した航空会社（以下「指定航空会社」という。）が複数に及ぶ場合は、協定を締結した航空会社間で幹事指定航空会社を指名させ、指定航空会社間の調整を行わせることができる。

(実施要領)

第15条 本協定に定めるもののほか、本協定の実施については、別に定める実施要領に

よるものとする。

(個人情報保護)

第16条 乙は、甲から提供された個人情報が漏洩し、又は漏洩したおそれがあるときは、直ちにその旨を甲に通知しなければならない。

(協議)

第17条 本協定の解釈及び定めのない事項について疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議のうえ、解決するものとする。

(附則)

第18条 この協定は、平成21年 月 日から適用する。

本協定を証するため、本書2通を作成し記名押印の上、甲乙が各1通保有する。

平成21年 月 日

甲：東京都立川市緑町3256

独立行政法人国立病院機構災害医療センター

院長 林 茂 樹

乙： [協定航空会社]

## 災害医療調査ヘリコプター運営事業の協力に関する協定実施要領

### (航空機運航の要請)

第1条 独立行政法人国立病院機構災害医療センター(以下「災害医療センター」という。)は、災害医療調査ヘリコプター運営事業の協力に関する協定第3条に基づき航空機の運航を要請する場合は、原則として災害医療調査ヘリコプター事業要請書(別紙様式1)により、協定航空会社に要請するものとする。

### (航空機の確保)

第2条 協定航空会社は、別紙の保有航空機一覧表により、要請内容に応じた航空機等の確保をするものとする。

### (航空機の運航)

第3条 協定航空会社は、協定第3条第2項に基づき航空機を運航する前に当該提供航空機の機種、数及び災害医療センターが指定する場所に到着するまでに要する見込み時間等を災害医療センターに報告するものとする。

2 協定航空会社は、当該提供航空機への人員搭乗又は傷病者、物資等の搭載をもって引継ぎを、及び人員降機又は傷病者の降機、物資等の荷下ろしをもって引き渡しを完了したものとす。

3 災害医療センターは、協定航空会社に対して人員、物資等の搭載又は乗降位置を指定し、その運航を優先させるとともに、人員輸送車又は物資輸送車の安全誘導を図るものとする。

4 災害医療センターは、当該提供航空機の飛行の安全を確保するため、使用予定の離発着場の占有及び情報の収集・提供に努めるものとする。

### (費用弁償等)

第4条 協定航空会社は、協定第7条に基づき算定した額を請求する場合は、費用弁償請求書(別紙様式2)に災害医療調査ヘリコプター事業緊急輸送業務完了報告書(別紙様式3)を添付して、災害医療センターに請求するものとする。

### (附則)

この実施要領は、平成21年 月 日から適用する。

## 災害医療調査ヘリコプター事業要請書

災害医療調査ヘリコプター運営事業の協力に関する協定第3条に基づき、下記の通り搬送業務の協力を要請いたします。

区 分	内 容
1 要請内容	(1) 災害医療調査活動 災害医療センター (      ) 名 他施設： (      ) 名 (2) 災害派遣医療チームの搬送 (      ) 名 (3) 医薬品・医療資機材の搬送 ①医薬品 ②医療資機材 ③その他 (      ) (4) 食料品・飲料水等の搬送 (5) 傷病者の搬送 (      ) 名 (6) 訓練搬送 (      ) 名      資機材      有 ・ 無
2 実施日	平成    年    月    日 (    ) ～ 平成    年    月    日 (    ) (必要な場合は予備日：    月    日 (    ) ～    月    日 (    ))
3 投入待機 (出発地)	(1) 指定航空機待機場所： (2) 指 定 離 陸 時 刻： 午前・午後    時    分頃
4 搬送先 (到着地)	(1) 指定着陸場所 (名称、所在地) (2) 通常時の用途    ①公園    ②運動場    ③学校 ④その他 (      ) *周囲を含む見取り図添付
5 担当者	(1) 独立行政法人国立病院機構災害医療センター 所属：      職名： 氏名：      電話：      FAX： (2) 受入先 氏名：      電話：      FAX：
6 搬送内容	別紙明細書 (下記内容) 添付 *人員搬送は、搭乗者全員の氏名・年齢・性別・住所・電話番号 (傷病者にあつては傷病名) *医薬品・医療資機材は、品名・個数・寸法・重量等を明記 *食料品・飲料水については重量等を明記
備 考	

平成    年    月    日

(協定航空会社名)      殿

 独立行政法人国立病院機構  
 災害医療センター 院 長